

○ 旅客連絡運輸取扱基準規程（1987年4月1日営達第17号）

目次

第1編 総則（第1条―第16条）

第2編 旅客営業（第17条―第51条）

第1章 通則（第17条―第19条）

第2章 乗車券類の発売（第20条―第29条）

第3章 旅客運賃・料金（第30条・第31条）

第4章 乗車券類の効力（第32条）

第5章 乗車券類の発行方（第33条―第35条）

第6章 乗車券類の改札及び回収（第36条）

第7章 乗車変更等の取扱い（第37条―第43条）

第8章 旅客会社急行券等の委託発売（第44条―第46条）

第9章 乗車券類の委託発売（第47条・第48条）

第10章 手回り品（第49条）

第11章 削除

第12章 雑則（第51条）

第1編 総則

（適用範囲）

第1条 旅客連絡運輸規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第15号。以下「規則」という。）に基づく連絡運輸の取扱いについては、連絡運輸管理規程及び規則によるほか、この規程の定めるところによる。

第2条 削除

（連絡運輸開始等の上申）

第3条 管内に所在する運輸機関との連絡運輸を実施する必要があると認めたときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、当該運輸機関と協議するものとする。

- (1) 運輸機関名及び連絡運輸実施案
- (2) 運輸機関の現況
- (3) 実施を必要とする理由
- (4) 連絡運輸に係る想定取扱数量
- (5) 運賃、料金等の当社、当社以外の旅客会社、旅客会社以外の運輸機関別収支額及び相殺額の想定
- (6) その他実施の可否を判断するための必要な事項

2 前項の規定により実施した連絡運輸の取扱いを廃止し、又は変更する必要があると認めたときは、その理由を附して、当該運輸機関と協議するものとする。

- 3 当社以外の旅客会社の管内に所在する運輸機関との連絡運輸を実施する必要があると認めたときは、第1項各号に掲げる事項を明らかにして、関係の旅客会社と協議するものとする。この取扱いを廃止し、又は変更する必要があると認めたときも同様とする。

第4条 削除

第5条 削除

(連絡運輸区域、連絡会社線の旅客運賃等)

- 第6条 連絡運輸区域並びに連絡会社線の旅客運賃・料金、営業キロ程(旅客運賃計算キロ程を含む。)、駅の取扱範囲、団体旅客運賃割引率、団体旅客無賃扱人員等は、別表に定めるとおりとする。ただし、定期旅客運賃及び一時限りの連絡運輸の取扱範囲等は、別に定めるものとする。

(旅客の運送の制限又は停止の場合の取扱い)

- 第7条 規則第4条第1項の規定により旅客の運送を制限し、又は停止しようとする場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 乗車券類の発売駅、発売枚数、発売時間若しくは発売方法の制限、乗車船区間、乗車船経路、乗車船方法若しくは乗車船する列車等の制限又は手回り品の数量等、持込区間若しくは列車等の制限をする場合は、関係の連絡会社と協議のうえ実施する。
- (2) 乗車券の発売の停止をする場合は、そのつどの協議を省略し、旅客会社報にその旨を掲載し、これによつて実施する。

- 2 前項第1号及び第2号の制限又は停止をした場合で、特に異例と認められるときは、直ちにその要旨を社長に報告するとともに、関係箇所速報しなければならない。これらの制限又は停止を解除した場合も同様とする。

(不通区間内の駅着又は通過となる乗車券類の発売方)

- 第8条 規則第5条第1項ただし書の規定による不通区間内の駅を着駅とするもの又は同区間を通過となる乗車券類の取扱方については、旅客営業取扱基準規程(1987年4月営達第1号。以下「旅客規程」という。)第11条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第11条 不通区間内の駅着又は通過となる乗車券類の発売方

(通知、協議等の発受者及びその方法)

- 第9条 この規程の定めるところによつて、当社と連絡会社との間に行う協議、通知等は、その内容により次の各号により行うものとする。

- (1) 当社と当社管内の連絡会社との協議、通知等については、当社の社長と連絡会社の代表者との間で行うものとする。ただし、当社の駅長において行うものは、連絡会社の駅長との間で行うものとする。
- (2) 当社と当社以外の旅客会社の管内の連絡会社との協議については、付表1に定める区分により、

連絡担当旅客会社に対して社長が行う。

- (3) 当社以外の旅客会社から当社管内の連絡会社に対して協議の依頼があつた場合は、社長と連絡会社の代表者との間で行うものとする。
- (4) 当社以外の旅客会社の管内の連絡会社への通知については、社長が関係の連絡会社との間で行うものとする。
- (5) 当社以外の旅客会社の管内の連絡会社に対して、協議、通知等を必要とすると認めた場合は、あらかじめその内容を社長に報告しなければならない。

2 前項の協議、通知等は、書面、電報、旅客会社報等のうち、適切な方法により行うものとする。

(個人情報の取扱方)

第9条の2 連絡定期乗車券の定期乗車券購入申込書により取得した個人情報については、個人情報の取得会社において法令の定めるところにより厳正に管理するものとする。

(当社の線路又は駅の営業開始及び廃止並びに駅の取扱範囲等の改正通知)

第10条 当社の線路又は駅の営業開始及び廃止並びに駅の取扱範囲等の改正をする場合は、社長がこれを関係の連絡会社に通知する。

(運行不能等の場合の通知)

第11条 列車等の運行不能その他旅客の取扱制限等のため、連絡運輸に支障をきたすおそれのある場合には、関係の連絡会社に次の各号に掲げる事項を速報しなければならない。不通区間が開通し、又は制限が解除された場合も同様とする。

- (1) 運行休止又は取扱制限の事由及びその区間
- (2) 不通箇所に対して徒歩、自動車連絡、渡船その他の連絡の便を開いたときは、連絡便の種別、連絡距離及び取扱種別
- (3) 開通又は解除の予定日時その他参考となる事項
- (4) 開通又は解除の日時

(事務用電報、書状及び印刷物の取扱方)

第12条 連絡運輸の取扱上必要な電報は、電気通信使用基準（規程）（1987年4月電達第8号）の定めにより取り扱うものとする。

2 連絡運輸の取扱上必要な書状及び印刷物は、事業用書状及び同物品運送取扱規程（1987年4月）の定めにより運送することができる。

(乗車券類等の訂正その他の取扱い)

第13条 乗車券類及び帳表類の印影の着色、表示事項の訂正その他の取扱いについては、旅客規程第189条、第195条並びに運輸収入事務取扱要領（1987年4月。以下「収入規程」という。）第42条の規定を準用する。

(注1) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第189条 印影の着色

第 195 条 乗車券類の訂正方

(注 2) 準用する収入規程の内容は、次のとおりである。

第 42 条 記入事項の訂正

(認印を所持しない場合の処理方)

第 14 条 認印で証印を押すこととなつている場合に、認印を所持しないときは、自署をもつてこれに代えさせることができる。

(乗車券類等の紛失又は盗難の場合の通知)

第 15 条 支社長等は、未発行の乗車券類を紛失し、又はその盗難にかかつたことを発見したときは、直ちにその種類、番号、数量等を関係の連絡会社その他必要と認める箇所に速報するものとする。報告後に発見した場合も同様とする。

2 前項の規定は、乗車券類を発行後、旅客に交付する前に所在不明にした場合に準用する。

(準用規定)

第 16 条 旅客規程第 16 条及び第 180 条の規定は、この編に準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 16 条 乗車券類等に対する証明の取扱方

第 180 条 乗車券類の文字の表示方

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

(団体旅客の運送の引受方等)

第 17 条 団体旅客の運送引受方等に関する取扱方については、団体旅客等取扱基準規程（1987 年 4 月 営達第 3 号）に定めるところに準じて取り扱うものとする。

(団体旅客運送の場合の協議)

第 18 条 団体旅客の輸送（自動車線以外の自由席を使用する B 小口団体を除く。）の申込みがあつた場合は、関係の連絡会社と協議のうえ、引受けをするものとする。

(準用規定)

第 19 条 旅客規程第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 18 条の 2、第 19 条及び第 19 条の 2 の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 12 条 不通特約の旅客の連絡施設等による運送の取扱方

第 13 条 不通区間をう回運転する列車に対する乗車券類の発売方

第 15 条 期間の計算方

第 15 条の 2 開始日又は満了日の計算方

第 18 条の 2 急行料金等を収受する列車の施設の表示

第 19 条 特別車両券を必要とする列車

第 19 条の 2 特別車両に乗車する場合に必要な乗車券類

第 2 章 乗車券類の発売

第 20 条 削除

(定期乗車券等の発売駅の決定)

第 21 条 規則第 13 条第 1 項ただし書に規定する普通乗車券以外の乗車券類の発売駅は、別に定めるものとする。この場合、必要に応じ連絡会社と協議を行うものとする。

(学校及び救護施設の指定の通知)

第 22 条 規則第 17 条及び第 19 条に規定する学校又は救護施設を指定したときは、社長がこれに関係の連絡会社に通知する。

(乗継割引普通乗車券及び乗継割引定期乗車券の発売)

第 23 条 規則第 22 条及び第 27 条の 2 の規定による乗継割引の普通乗車券及び定期乗車券の発売方等については、別に通達する。

2 乗継割引の普通乗車券及び定期乗車券を発売する場合の関係の連絡会社との協議は、営業部長が行う。

(臨時割引に対する旅客運賃割引の協議)

第 24 条 規則第 23 条の規定により臨時割引をする場合は、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ実施するものとする。

(割引等の団体乗車券を発売する場合の特殊取扱い)

第 25 条 規則第 29 条第 2 項の規定により、割引の団体乗車券を発売する場合における旅客の資格、特別の運送条件その他の特殊取扱いについては、団体旅客等取扱基準規程に定めるところによる。

(定期乗車券購入申込書の調製等)

第 26 条 定期乗車券購入申込書は、当社において調製し、旅客に交付するものとする。ただし、旅客が所定の様式によつて調製したものでも使用させることができる。

(旅客会社線区間が制限距離を超える定期乗車券の発売の承諾)

第 27 条 連絡会社の取扱駅において規則第 26 条の規定により、旅客会社線区間の営業キロが 100km を超える定期乗車券を発売する場合には、当社との接続駅の駅長の承諾を受けさせなければならない。この場合、200km を超える定期乗車券については、これを必要とする事由を記載した長距離定期

乗車券購入申込書（様式適宜）を提出させるものとする。

（急行券の発売の特例）

第 27 条の 2 規則第 31 条第 3 項ただし書の規定にかかわらず、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線の特別急行列車と、福知山発着又は福知山経由となる他の特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗り継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・市島間の各駅と WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線内の各駅間を乗車する場合は、異なる設備を利用する場合であつても、西日本旅客鉄道株式会社線内を特別車両に乗車し、かつ、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線内を指定席（特別車両を除く。）に乗車するときに限り、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売することができる。

第 28 条 削除

（準用規定）

第 29 条 旅客規程第 24 条、第 27 条第 1 項第 2 号、第 28 条、第 38 条から第 41 条まで、第 45 条、第 46 条、第 48 条、第 48 条の 2、第 50 条から第 53 条まで、第 55 条から第 60 条まで、第 61 条の 4、第 67 条から第 73 条の 2 まで、第 77 条、第 79 条、第 80 条、第 83 条、第 84 条、第 84 条の 3、第 85 条から第 85 条の 3 まで、第 95 条の 2、第 98 条、第 105 条及び第 106 条の規定は、この章に準用する。この場合、旅客規程第 77 条第 1 号及び第 3 号に規定する取扱いをするときは、関係の連絡会社に通知するものとする。

（注） 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 24 条 乗車券類の発売方

第 27 条 乗車券類の発売範囲の特例

第 28 条 乗車券類の発売日の特例

第 38 条 払いもどし等について特約をした乗車券類の発売方

第 39 条 旅行開始後における割引乗車券の発売の特例

第 40 条 割引乗車券等の不正使用の場合の発売停止

第 41 条 記入事項不備の割引証等の取扱い方

第 45 条 入学予定又は卒業予定の学生等に対する学生割引普通乗車券の発売方

第 46 条 被救護者割引普通乗車券の発売方の特例

第 48 条 定期乗車券購入申込書の記入方

第 48 条の 2 定期乗車券購入申込書の取扱いの特例

第 50 条 通学定期乗車券購入兼用の証明書による通学定期乗車券の発売

第 51 条 通学証明書の有効期間の特例

第 52 条 実習用の通学定期乗車券の発売方

第 53 条 入学予定又は卒業予定の学生等に対する通学定期乗車券等の発売方

第 55 条 2 区間以上の区間に対する定期乗車券の発売方

第 56 条 事業所と指定学校に通う場合の定期乗車券の発売方

第 57 条 定期乗車券を併用する場合の発売方

- 第 58 条 定期乗車券の一括発売の取扱方
- 第 59 条 定期乗車券の有効期間の調整
- 第 60 条 定期乗車券の継続発売
- 第 61 条の 4 定期乗車券の種類又は区間の変更の申出があつた場合の発行方
- 第 67 条 団体旅客の発着駅を異にする場合の取扱方
- 第 68 条 団体旅客の一部が輸送上の都合により取扱条件を異にする場合等の取扱方
- 第 69 条 団体旅客が所定の人員に満たない場合の取扱方
- 第 70 条 団体構成の特殊取扱方
- 第 71 条 団体構成中の一部旅客が利用施設を変更する場合の取扱方
- 第 72 条 入学予定又は卒業予定の学生等に対する団体乗車券の発売方
- 第 73 条 証明書の確認及び収受
- 第 73 条の 2 団体乗車券の報告及び購入とくそく
- 第 77 条 団体旅客運送の申込みの場合の取扱方
- 第 79 条 団体旅客運送の引受方
- 第 80 条 団体種別の略号
- 第 83 条 責任人員及び保証金に関する取扱方
- 第 84 条 保証金の処理方
- 第 84 条の 3 指定保証金の取扱方
- 第 85 条 一部区間不乗の団体旅客運送の承諾
- 第 85 条の 2 団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等の取扱方
- 第 85 条の 3 前途に不通区間がある場合等の取扱方
- 第 95 条の 2 立席特急券等を発売する列車又は区間の指定
- 第 98 条 急行券の特殊発売方
- 第 105 条 急行券と座席指定券との関連発売に伴う取扱方
- 第 106 条 指定券と他の乗車券類との関連発売の取扱方

第 3 章 旅客運賃・料金

(旅客会社線区間の普通旅客運賃計算方の特例)

第 30 条 旅客規程第 114 条の規定は、規則第 46 条及び第 47 条の規定により、旅客会社線区間の普通旅客運賃を計算する場合に準用する。

(準用規定)

第 31 条 旅客規程第 108 条、第 109 条、第 111 条、第 113 条、第 116 条、第 119 条から第 120 条の 2 まで、第 122 条から第 127 条まで、第 130 条、第 130 条の 2、第 131 条の 2 から第 133 条の 2 まで、第 136 条の 3 及び第 136 条の 4 の規定は、この章に準用する。この場合、旅客規程第 120 条の 2 の規定により期間を調整して発売する定期乗車券の運賃及び同第 125 条の規定により団体に附加する個人割引旅客の運賃は、旅客会社線（ＪＲ自動車線を含む。以下この条において同じ。）及び各連絡会社線（ＪＲ自動車線を除く。以下この条において同じ。）ごとに計算（旅客会社線区間及びＪＲ西

日本宮島フェリー株式会社航路については端数整理し、ＪＲ西日本宮島フェリー株式会社航路を除く連絡会社線区間については 10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額) したものを併算した額とする。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 108 条 旅客運賃及び料金の消費税の免除

第 109 条 特定区間を再び経由する場合の普通旅客運賃の計算方

第 111 条 旅客の区分による旅客運賃及び料金適用上の特例

第 113 条 概算額の収受方

第 116 条 西小倉・小倉間及び吉塚・博多間の区間外乗車に係わる大人片道普通旅客運賃計算方の特例

第 119 条 2 区間以上の区間に対する定期旅客運賃の計算方

第 120 条 事業所と指定学校とに通う場合の定期旅客運賃の計算方

第 120 条の 2 有効期間を調整して発売する場合における定期旅客運賃の計算方

第 122 条 一部人員の乗車区間が異なる場合の無賃扱人員等の取扱方

第 123 条 団体旅客が所定の人員に満たない場合の団体旅客運賃の計算方

第 124 条 団体旅客運賃計算方等の特例

第 125 条 団体構成の特例扱いの場合の団体旅客運賃の計算方

第 126 条 実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃及び料金の計算方

第 127 条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロ通算方等の特例

第 130 条 団体旅客が所定の人員に満たない場合の急行料金の計算方

第 130 条の 2 一部人員の利用施設が異なる場合の無賃扱人員に対する急行料金の取扱方

第 131 条の 2 特別車両料金を計算する場合の営業キロ通算方の特例

第 132 条 一部人員が特別車両に乗車する場合の無賃扱人員に対する特別車両料金の取扱方

第 133 条 団体旅客が所定の人員に満たない場合の特別車両料金の計算方

第 133 条の 2 団体旅客に対する特別車両料金収受の特例

第 136 条の 3 団体旅客が所定の人員に満たない場合の座席指定料金の計算方

第 136 条の 4 一部人員が指定席を使用する場合の無賃扱人員に対する座席指定料金の取扱方

第 4 章 乗車券類の効力

(準用規定)

第 32 条 乗車券類の効力については、旅客規程第 138 条、第 139 条から第 141 条まで、第 144 条から第 146 条まで、第 159 条から第 163 条まで、第 166 条の 3、第 168 条、第 169 条、第 171 条及び第 176 条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規定の内容は、次のとおりである。

第 138 条 乗車券の使用条件の特例

第 139 条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類の取扱方

- 第 140 条 小児用乗車券類の効力の特例
- 第 141 条 乗継列車の指定
- 第 144 条 途中下車印の押なつ方
- 第 145 条 接続駅で一時出場させる場合の取扱方
- 第 146 条 団体旅客の前途乗車の権利放棄
- 第 159 条 途中下車禁止の乗車券に対する途中下車の特例扱い
- 第 160 条 定期乗車券の無効の特例
- 第 161 条 特定区間内等下車した場合の取扱方
- 第 162 条 乗車券を無効とする場合の特例
- 第 163 条 乗車列車を指定した乗車券の効力の特例
- 第 166 条の 3 未指定特急券の効力の特例
- 第 168 条 座席既使用の場合の取扱方
- 第 169 条 急行券を無効とする場合の特例
- 第 171 条 座席既使用の場合等の取扱方
- 第 176 条 座席既使用の場合等の取扱方

第 5 章 乗車券類の発行方

(乗車券類の字模様)

- 第 33 条 連絡会社が、規則第 82 条第 3 号に規定する字模様を乗車券類に使用する場合は、あらかじめ、当社の承諾をうけさせなければならない。
- 2 規則第 82 条第 1 号の字模様を使用する乗車券類は、その作成を当社に委託させなければならない。

(特殊様式の乗車券類を発売する場合の協議)

- 第 34 条 特殊様式の乗車券類を発売する場合は、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ実施するものとする。

(乗車券類の発行方)

- 第 35 条 乗車券類の発行方については、旅客規程第 178 条、第 179 条、第 181 条から第 183 条まで、第 185 条から第 188 条まで、第 190 条、第 192 条、第 194 条、第 196 条から第 199 条まで、第 201 条から第 204 条まで、第 206 条から第 209 条まで、第 212 条、第 218 条、第 219 条、第 222 条から第 227 条まで、第 231 条、第 233 条から第 236 条まで、第 238 条、第 239 条並びに収入規程第 13 条の規定を準用する。この場合、旅客規程第 181 条第 8 号の規定により表示事項の変更をするとき、同第 182 条第 3 項の規定により淡紫青色の片道乗車券を発行するとき及び同第 192 条第 3 項の規定により往復乗車券の代用として発行するときは、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ行うものとする。

(注 1) 旅客規程第 199 条第 8 号ウに規定するコード番号については、連絡会社において発売するときに限つて、これを省略することができる。

(注 2) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

- 第 178 条 乗車券類の設備
- 第 179 条 乗車券類等の紙質等
- 第 181 条 乗車券類の表示事項の印刷方等の細目
- 第 182 条 字模様の印刷方
- 第 183 条 乗車券類の番号及び冊番号の印刷方
- 第 185 条 小児用等の記号の印刷方
- 第 185 条の 2 特定都区市内等の略号の印刷方
- 第 186 条 経路の表示方
- 第 186 条の 2 奥羽本線幅島・新庄間の特別急行列車に乗車する場合の表示方の特例
- 第 187 条 乗車券類発行日付の表示方
- 第 188 条 旅客運賃及び料金の割引等の印章
- 第 190 条 旅客多数の場合の特殊乗車券類の発行方
- 第 192 条 乗車券類の代用発行等
- 第 194 条 乗車券類の発行順序
- 第 196 条 乗車券類の廃札
- 第 197 条 常備片道乗車券の発行方
- 第 198 条 準常備片道乗車券の発行方
- 第 199 条 補充片道乗車券の発行方
- 第 201 条 常備往復乗車券の発行方
- 第 202 条 準常備往復乗車券の発行方
- 第 203 条 補充往復乗車券の発行方
- 第 204 条 常備連続乗車券の発行方
- 第 206 条 補充連続乗車券の発行方
- 第 207 条 常備定期乗車券の発行方
- 第 208 条 準常備定期乗車券の発行方
- 第 209 条 補充定期乗車券の発行方
- 第 212 条 定期乗車券再交付の場合の発行方
- 第 218 条 団体乗車券の発行方
- 第 219 条 団体旅客入出場票等の取扱方
- 第 222 条 常備急行券の発行方
- 第 223 条 準常備急行券の発行方
- 第 224 条 車内急行券の発行方
- 第 225 条 常備特別車両券の発行方
- 第 226 条 準常備特別車両券の発行方
- 第 227 条 車内特別車両券の発行方
- 第 231 条 常備座席指定券の発行方
- 第 233 条 クーポン乗車券類の発行方
- 第 233 条の 2 特殊共通券の発行方
- 第 234 条 特殊指定共通券の発行方

第 235 条 一般用特別補充券の各欄の記入方

第 236 条 一般用特別補充券の発行方

第 238 条 駅名式特殊区間用特別補充券の発行方

第 239 条 乗車変更専用特別補充券の発行方

(注 3) 準用する収入規程の内容は、次のとおりである。

第 13 条 締切時刻及び整理

第 6 章 乗車券類の改札及び回収

(準用規定)

第 36 条 乗車券類の改札及び回収については、旅客規程第 240 条から第 243 条まで、第 246 条から第 248 条まで、第 251 条、第 252 条及び第 253 条の 3 の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 240 条 乗車券類の改札をする箇所

第 241 条 乗車券類の改札の目的及び方法

第 242 条 乗車券類改札の場合の処理方

第 243 条 証明書の確認

第 246 条 普通乗車券改札の場合の入缺方

第 247 条 併用乗車券の入缺方

第 248 条 回収した定期乗車券の返付

第 251 条 急行券改札の場合の入缺及び回収

第 252 条 特別車両券改札の場合の入缺方

第 253 条の 3 座席指定券改札の場合の入缺方

第 7 章 乗車変更等の取扱い

(特定都区市内等の旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅に関連する乗車券で区間変更をする場合の旅客運賃の計算方)

第 37 条 特定都区市内又は東京山手線内にある旅客会社線駅及びこれらに接続する連絡会社線駅に関連する乗車券を所持する旅客が区間変更する場合の旅客運賃計算方については、旅客規程第 275 条の規定を準用する。

(増運賃等の減免の協議)

第 38 条 増運賃及び増料金を減免する場合で、連絡会社線に関係のあるときは、その徴否又は額の決定について連絡会社と協議のうえ行うものとする。

(増運賃等の収受不能の場合の協議)

第 39 条 旅客が増運賃及び増料金の支払いを拒み、又はその支払いができないときの処置については、連絡会社と協議のうえ、これを定めるものとする。

(旅客運賃及び料金の異例払いもどしについての協議)

第 40 条 旅客運賃及び料金の払いもどしを請求する旅客について、特殊な事情があり、規則及び規程の定めによることが妥当でないと認められるときは、支社長等は連絡会社と協議のうえ、特別の取扱いをすることができる。

(無賃送還及び旅客運賃の払いもどしの特例)

第 40 条の 2 無賃送還及び旅客運賃の払いもどしについて、旅客会社線と急行列車の直通運転を実施する連絡会社線との間においては、規則第 101 条ただし書の規定にかかわらず、無賃送還の事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅まで無賃送還を取り扱うことができる。

(注) 取り扱うことができる連絡会社は、付表 2 に掲げる連絡会社とする。

(他経路乗車船の取扱い)

第 41 条 規則第 102 条の規定により連絡会社線に関係する他経路乗車船の取扱いをするときは、その接続駅までの便宜の箇所で乗車券（定期乗車券を除く。）を回収し、特別補充券を発行するものとする。

(他経路乗車船の特殊取扱い)

第 42 条 旅客が多数のため前条に規定する取扱いができないときは、次の各号に定めるところにより振替乗車票を発行して連絡会社線に関係する他経路乗車船の取扱い（以下この条において「振替輸送」という。）をすることができる。

(1) 振替輸送の取扱範囲

振替輸送は、運行不能区間発着又は経由となる連絡乗車券所持の旅客及び運行不能となつた旅客会社線又は連絡会社線内に発着する乗車券を所持する旅客（旅客が携行する手回り品を含む。）について取り扱う。

(2) 振替輸送区間

振替輸送を行う区間は、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ、協定した区間に限るものとする。

(3) 振替乗車票

振替輸送を行う場合は、次に掲げる様式の振替乗車票を発行する。

ア 常備式

1.5cm	X	X
3cm	1235	
	振替乗車票	
	着駅 名古屋	
	途中下車、乗車変更はできません。	
	発行当日限り有効	
	桑名駅長	
	1231	
	振替乗車票	
	着駅 名古屋	
	途中下車、乗車変更はできません。	
	発行当日限り有効	
	桑名駅長	
	5cm (裏無地)	

- 備考 1 紙質は、上質紙 81.4g/m²以上とする。
- 2 循環番号は、1 号から 10,000 号までとする。
- 1 葉 5 券片とし、100 葉つづりとする。
- 3 発行年月日は、旅客に交付の際、乗車券類発行日付の表示方に準じて表示する。

イ 補充式 表

2.5cm	振替乗車票	
	着駅	
	発行当日限り有効	
	駅	長
	5.75cm	

裏

1	◎ 途中下車されると前途	1
2	無効になります。	2
3	◎ 乗車変更はできません。	3
4		4

備考1 紙質は、板紙 560g/m²又は上質紙 81.4g/m²以上とする。

2 循環番号は、1 号から 10,000 号までとする。

3 発行年月日、着駅名、発行駅名は、旅客に交付の際記入（ゴム印等による表示を含む。）する。ただし、必要によつては着駅名及び発行駅名をあらかじめ印刷して常備式とし、発行年月日を乗車券類発行日付の表示方に準じて表示することができる。

(4) 振替乗車票の有効期間

振替乗車票の有効期間は、発行当日に限るものとする。

(5) 振替乗車票の発行運輸機関

ア 振替乗車票は、当社が連絡会社に振替輸送を要請するときは、連絡会社から交付をうけたものを発行し、連絡会社から振替輸送の要請があつたときは、連絡会社に交付のうえ発行させるものとする。この場合、振替輸送区間が2運輸機関以上にまたがるときは、同区間中の発行運輸機関となるものの振替乗車票を使用する。

イ 特に必要があると認めた場合は、関係の連絡会社と別に協定して、アの規定にかかわらず、発行運輸機関等を変更することができる。

(6) 振替乗車票の発行方

振替乗車票は、第1号に規定する旅客に対し、原乗車券を回収（定期乗車券及び振替輸送区間を経由し、前途に対し、有効となる乗車券は回収しない。）のうえ、発行する。この場合、振替輸送区間が2運輸機関以上にまたがるときも、振替乗車票は1枚を発行する。

(7) 振替輸送人員証明書の発行

団体旅客等であつて旅客1人ごとに振替乗車票の発行ができないときは、振替輸送を要請する当社又は連絡会社の乗継駅の駅長は、輸送人員を確認のうえ、振替輸送の区間及び人員その他必要事項を記載した証明書（以下この条において「振替輸送人員証明書」という。）を作成し、振替乗車票に代えて、発行することができる。

(8) 振替乗車票及び振替輸送人員証明書の回収

振替乗車票及び振替輸送人員証明書は、振替輸送区間の着駅において回収するものとする。

(9) 振替輸送区間内においては、乗車変更及び途中下車の取扱いをしないものとする。

(10) 振替輸送実施の場合の掲示

振替輸送を実施するときは、その旨を関係箇所に掲示するものとする。

(11) 振替輸送実施前の協議

振替輸送の必要が生じたときは、関係の連絡会社に対し、次に掲げる事項を速報し、実施についての承諾を得なければならない。

ア 事故の概況及び運行不能箇所

イ 振替輸送を必要とする区間及び実施の始期

ウ 振替輸送対象旅客の停滞状況及び振替予定人員

エ 事故復旧の予定日時及び振替輸送の終期予定

オ その他必要事項

(12) 振替輸送実施についての細目協定

振替輸送の実施については、あらかじめ関係の連絡会社と次に掲げる事項を協定しておくものとする。

- ア 振替乗車票の設備駅
- イ 振替乗車票の受授方（交付及び返付）
- ウ 振替輸送人員証明書の様式
- エ 振替輸送実施について協議する場合の発受箇所
- オ その他実施上必要な事項

（注） 当社以外の旅客会社にまたがる場合は、社長が協定する。

（準用規定）

第 43 条 乗車変更の取扱方については、旅客規程第 253 条の 4、第 254 条、第 255 条、第 255 条の 2 第 1 項本文、第 256 条、第 257 条、第 259 条から第 261 条まで、第 263 条、第 265 条から第 267 条まで、第 269 条から第 273 条まで、第 275 条、第 276 条、第 277 条から第 279 条まで、第 281 条から第 288 条まで、第 296 条から第 298 条まで、第 300 条、第 301 条、第 303 条から第 309 条まで、第 311 条、第 313 条から第 322 条まで、第 324 条から第 327 条まで、第 329 条から第 335 条まで、第 336 条から第 346 条まで、第 352 条から第 360 条まで、第 364 条から第 369 条の 4、第 370 条から第 371 条まで、第 372 条、第 373 条、第 375 条（第 2 項後段を除く。）、第 376 条、第 378 条から第 381 条まで並びに収入規程第 45 条の規定を準用する。この場合、旅客規程第 255 条の 2 第 1 項本文の規定は、乗車券類変更の取扱いをする場合にも準用するものとし、また、第 333 条第 3 項の規定により、団体旅客運賃及び料金の払いもどしをする場合において、人員によつて割引率に変更があるときは、同条同項第 1 号の規定に準じて取り扱うものとし、旅客規程第 354 条の規定による他運輸機関が運行不能となつた場合の取扱いについては、あらかじめ、関係の連絡会社と協議のうえ行うものとする。

（注 1） 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

- 第 253 条の 4 乗車変更等における鉄道駅バリアフリー料金の取扱い
- 第 254 条 旅客運賃及び料金の追収受の取扱方
- 第 255 条 旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱方
- 第 255 条の 2 乗車変更、払いもどし等の場合における乗車券類の取扱方
- 第 256 条 車内補充券の精算の取扱方
- 第 257 条 車内補充券の発行のいとまのない場合の取扱方
- 第 259 条 追収受又は払いもどしの場合の旅客運賃及び料金の計算方
- 第 259 条の 2 乗車変更等の場合の旅客運賃及び料金の計算方
- 第 260 条 手数料の計算方
- 第 261 条 払いもどし額が手数料に不足する場合の取扱方
- 第 263 条 乗車変更の場合の原乗車券類の回収
- 第 265 条 着駅又は発駅を 2 駅以上共通とした乗車券に対する乗車変更の取扱方
- 第 266 条 旅客運賃を収受しない区間変更の取扱方
- 第 267 条 乗車変更等のため不要となつた乗車券に対する旅客運賃払いもどしの特例
- 第 269 条 乗車変更の取扱いをした場合の証印の訂正又は転記の取扱方
- 第 270 条 区間変更と別途乗車等を同時に取り扱う場合の有効期間の計算方
- 第 271 条 別途乗車の取扱方

- 第 272 条 乗車券類変更の取扱いの特例
- 第 272 条の 2 列車出発後の指定券に対する特例扱い
- 第 272 条の 3 補助寝台使用に伴う人員変更の取扱方
- 第 273 条 区間変更の取扱いの特例
- 第 275 条 特定都区市内等に関連する乗車券で区間変更する場合の旅客運賃の計算方
- 第 276 条 特定区間等に関連する乗車変更の取扱方
- 第 277 条 遅延特約の急行券に対する区間変更の取扱方
- 第 278 条 他経路乗車船中の旅客に対する区間変更の取扱方
- 第 279 条 往復割引普通乗車券に対する区間変更の取扱方
- 第 281 条 種類変更の取扱方
- 第 282 条 指定券変更の取扱いの特例
- 第 283 条 指定券の区間を変更する場合の取扱いの特例
- 第 284 条 遅延している急行列車の急行券に対する取扱方
- 第 285 条 団体乗車券変更の取扱方
- 第 286 条 団体旅客の一部人員が区間を変更する場合の取扱方
- 第 287 条 団体旅客の一部人員が利用施設を変更する場合の取扱方
- 第 288 条 団体乗車券変更の取扱いの特例
- 第 296 条 旅客運賃及び料金の異例払いもどしの取扱方
- 第 297 条 すでに収受した旅客運賃及び料金の意義
- 第 298 条 増運賃及び増料金の払いもどしの禁止
- 第 300 条 乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する有効期間の計算方
- 第 301 条 無入鉄の乗車券の取扱方
- 第 303 条 団体旅客の人員超過の場合の取扱方
- 第 304 条 不正団体旅客の増運賃の収受方
- 第 305 条 乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃及び料金の計算方の特例
- 第 306 条 小児用乗車券類を不正使用した場合の旅客運賃等の計算方の特例
- 第 307 条 増運賃及び増料金免除の取扱方
- 第 308 条 定期乗車券不正使用旅客の増運賃の収受方
- 第 309 条 定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び特別車両料金の計算方の特例
- 第 311 条 乗車駅等不明の場合の取扱方
- 第 313 条 旅客運賃及び増運賃等の減免
- 第 314 条 乗車券類を紛失した場合の再収受の取扱方及び再収受証明書の発行方
- 第 315 条 乗車券類紛失旅客に対する有効期間の附与方
- 第 316 条 乗車券類紛失旅客に対する旅客運賃及び料金の計算方の特例
- 第 317 条 紛失乗車券類の区間外に乗車する場合の取扱方
- 第 318 条 乗車券類を紛失した旅客が旅客運賃及び料金を支払わない場合の取扱方
- 第 319 条 紛失定期乗車券の発見その他による旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 320 条 紛失乗車券類を発見した場合の取扱方の特例

- 第 321 条 再収受証明書に対する旅客運賃及び料金の払いもどし額の計算方
- 第 322 条 団体乗車券再交付の取扱方
- 第 324 条 重複購入の乗車券類に対する旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱方
- 第 325 条 入鉄乗車券類の旅客運賃及び料金の払いもどしの取扱方
- 第 326 条の 2 定期乗車券の書替又は払いもどし時等の取扱方
- 第 327 条 定期旅客運賃の払いもどしの特例
- 第 329 条 指定券変更の取扱いをした自由席特急券の払いもどしの制限
- 第 330 条 急行券を所持する旅客が普通列車に乗車した場合の取扱方
- 第 331 条 指定券に対する料金を払いもどす場合の取扱方
- 第 332 条 団体旅客運賃の払いもどしの通知
- 第 333 条 団体乗車券発行後に団体旅客の人員が減少した場合の取扱方
- 第 334 条 乗車変更後旅行を中止する場合の旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 334 条の 2 旅行中止の団体旅客に対する旅客運賃及び料金払いもどしの特例
- 第 335 条 期間調整定期旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 336 条 定期旅客運賃の払いもどし等の特例
- 第 337 条 定期乗車券の種類又は区間の変更の申出があつた場合の計算方等
- 第 338 条 傷い疾病等によつて旅行を中止する旅客と同行する旅客の取扱方
- 第 339 条 旅客死亡等の場合の取扱方
- 第 340 条 他経路乗車中に傷い疾病等により旅行を中止した場合の取扱方
- 第 341 条 割引乗車券等所持の旅客が旅行を中止した場合の旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 342 条 傷い疾病等による有効期間延長中の旅客に対する旅行中止の取扱方
- 第 343 条 団体旅客に対する特別の事由による旅客運賃及び料金払いもどしの特例
- 第 344 条 旅行開始前の旅客に対する有効期間延長等の取扱方
- 第 345 条 有効期間延長の取扱方
- 第 346 条 発売当日限り有効の乗車券、急行券又は特別車両券に対する特殊取扱方
- 第 352 条 旅客運賃及び料金払いもどしの特例
- 第 353 条 団体乗車券の払いもどしの特例
- 第 354 条 他運輸機関が運行不能となつた場合の取扱方
- 第 354 条の 2 旅行中止による旅客運賃の払いもどし方の特例
- 第 355 条 運行不能等による有効期間延長の取扱方
- 第 356 条 旅行開始前の旅客に対する運行不能等による有効期間延長等の取扱方
- 第 357 条 有効期間延長中の旅客に対する旅行中止等の取扱方
- 第 358 条 無賃送還の取扱方
- 第 358 条の 2 途中駅まで無賃送還した場合の有効期間延長の取扱いの特例
- 第 359 条 無賃送還の取扱方の特例
- 第 360 条 他経路乗車の取扱方
- 第 364 条 不乗証明書の発行並びに旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 365 条 不乗証明書に対する旅客運賃の払いもどし額の計算方

- 第 366 条 運行休止の場合の有効期間延長の取扱方
- 第 367 条 運行休止の場合の定期旅客運賃の払いもどしの取扱方
- 第 368 条 運行休止の場合の定期旅客運賃の払いもどし等の特例
- 第 369 条 急行列車で乗継乗車する場合等の取扱方
- 第 369 条の 2 編成変更の場合の取扱方
- 第 369 条の 3 冷房装置又は暖房装置の故障の場合の取扱方
- 第 369 条の 4 一部車両途中駅打ち切りの場合の取扱方
- 第 370 条 急行券、特別車両券又は座席指定券が使用不能となった場合の取扱方
- 第 370 条の 2 不使用証明書の発行及び特別車両料金の払いもどし方
- 第 370 条の 3 特別車両料金の払いもどしの特例
- 第 371 条 列車の変更の特殊取扱方
- 第 372 条 不通区間が開通した場合の乗車券類の特殊取扱方
- 第 373 条 証明方法に対する特例
- 第 375 条 誤乗旅客に対する取扱方
- 第 376 条 定期乗車券使用旅客の誤乗に対する無賃送還の特例
- 第 378 条 誤購入した乗車券又は特別車両券に対する取扱方
- 第 379 条 指定急行券等を誤購入した場合の取扱いの特例
- 第 380 条 誤購入した乗車券類が割引乗車券類である場合の取扱方
- 第 381 条 誤購入旅客に対する有効期間の附与方

(注 2) 準用する収入規程の内容は、次のとおりである。

- 第 45 条 運賃及び料金の訂正

第 8 章 旅客会社線急行券等の委託発売

(旅客会社線急行券等を発売する連絡会社線)

- 第 44 条 規則第 106 条の規定により、旅客会社線急行券等を連絡会社に発売させる場合は、あらかじめ関係の連絡会社と協議のうえ実施するものとする。

(注) 旅客会社線急行券等を発売する連絡会社線は、付表 3 のとおりである。

(旅客会社線急行券等の調整)

- 第 45 条 前条の規定によつて発売する旅客会社線急行券等の調整及び関係の連絡会社への配付については、社長が定めるものとする。

(旅客会社線急行券等の取扱方)

- 第 46 条 旅客会社線急行券等の取扱方については、旅客規程の定めるところにより取り扱うものとする。

第 9 章 乗車券類の委託発売

(乗車券類の委託発売)

第 47 条 規則第 108 条の規定により、連絡乗車券類の委託発売をする場合の関係の連絡会社との協議は、社長が行う。

2 連絡乗車券類の委託発売については、乗車券類委託販売取扱規程（1987 年 4 月営達第 16 号）の定めるところによる。

(連絡乗車券類の委託発売に対する手数料)

第 48 条 連絡乗車券類を委託発売する場合、連絡会社から連絡会社線区間に対する手数料を連絡運輸の債権、債務に組み入れて当社において委託販売会社に支払われたい旨申出があつたときは、その料率の通告を受けて、特に支障のない限り、これに応ずるものとする。

2 連絡会社において、連絡乗車券類を委託発売する場合の旅客会社線区間に対する手数料は、当該連絡会社線にその料率を通告のうえ、連絡運輸の債権、債務に組み入れて支払わせるものとする。

第 10 章 手回り品

(手回り品の取扱い)

第 49 条 手回り品の取扱いについては、旅客規程第 399 条から第 401 条まで、第 404 条、第 405 条及び第 408 条から第 410 条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規程の内容は、次のとおりである。

第 399 条 手回り品の内容点検後の原状回復

第 399 条の 2 手荷物点検時における列車の変更の特殊取扱方

第 400 条 無料手回り品の範囲の特例

第 400 条の 2 東京・博多間、博多・鹿児島中央間及び武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の取扱方等

第 401 条 有料手回り品の持込みの承諾等

第 404 条 普通手回り品切符の取扱方

第 405 条 普通手回り品切符の入鋏等

第 408 条 普通手回り品料金の払いもどし

第 409 条 手回り品持込みに関する規定違反を発見した場合の処理方

第 410 条 増運賃の減免

第 11 章 削除

第 50 条 削除

第 12 章 雑則

(旅客運賃及び料金の後払の取扱い)

第 51 条 公務による自衛隊員及び在日米軍旅客並びに在外邦人引揚者及び添乗者に対する旅客運賃及

び料金の後払の取扱いについては、旅客運賃料金後払基準規程（1987 年 4 月 営達第 14 号）の定めるところによる。

付表 1（第 9 条）

連絡担当旅客会社	連 絡 会 社
北海道 旅客鉄道株式会社	道南いさりび鉄道
東 日 本 旅客鉄道株式会社	青い森鉄道、IGR いわて銀河鉄道、三陸鉄道、秋田内陸縦貫鉄道、津軽鉄道、弘南鉄道、由利高原鉄道、仙台空港鉄道、仙台市交通局、宮城交通、阿武隈急行、会津鉄道、野岩鉄道、山形鉄道、えちごトキめき鉄道、北越急行、秩父鉄道、わたらせ渓谷鐵道、ひたちなか海浜鉄道、関東鉄道、真岡鐵道、千葉都市モノレール、銚子電気鉄道、鹿島臨海鉄道、小湊鉄道、東葉高速鉄道、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通、流鉄、新京成電鉄、北総鉄道、東武鉄道、京成電鉄、西武鉄道、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、東京都交通局、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ、多摩都市モノレール、東京モノレール、小田急電鉄、京王電鉄、東急電鉄、京浜急行電鉄、相模鉄道、横浜高速鉄道、横浜シーサイドライン、湘南モノレール、江ノ島電鉄、横浜市高速鉄道、小田急箱根、伊豆急行、富士山麓電気鉄道、アルピコ交通、しなの鉄道
東 海 旅客鉄道株式会社	伊豆箱根鉄道、岳南電車、大井川鉄道、天竜浜名湖鉄道、愛知環状鉄道、東海交通事業城北線、樽見鉄道、養老鉄道、長良川鉄道、明知鉄道、伊勢鉄道
西 日 本 旅客鉄道株式会社	富山地方鉄道、あいの風とやま鉄道、I R いしかわ鉄道、のと鉄道、ハピラインふくい、近江鉄道、京都市交通局、京阪電気鉄道、阪急電鉄、近畿日本鉄道、伊賀鉄道、神戸電鉄、阪神電気鉄道、山陽電気鉄道、北条鉄道、神戸新交通、大阪市高速電気軌道、南海電気鉄道、紀州鉄道、信楽高原鐵道、WILLER TRAINS（京都丹後鉄道）、若桜鉄道、智頭急行、井原鉄道、水島臨海鉄道、錦川鉄道、J R 西日本宮島フェリー、西日本ジェイアールバス
四 国 旅客鉄道株式会社	土佐くろしお鉄道
九 州 旅客鉄道株式会社	福岡市交通局、島原鉄道、平成筑豊鉄道、甘木鉄道、松浦鉄道、南阿蘇鉄道、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道、J R 九州バス

付表 2（第 40 条の 2）

連絡担当旅客会社	連絡会社	備考
東 日 本 旅客鉄道株式会社	えちごトキめき鉄道、東武鉄道、 小田急電鉄、伊豆急行、富士山麓電 気鉄道	えちごトキめき鉄道は直江津接続に 限る。 東武鉄道は栗橋接続、小田急電鉄は松 田接続で直通する急行列車を利用し た旅客に限る。ただし、小田急電鉄線 内相互間で運転する特急列車での無 賃送還は取り扱わない。
東 海 旅客鉄道株式会社	伊豆箱根鉄道、伊勢鉄道	伊豆箱根鉄道は三島接続に限る。
西 日 本 旅客鉄道株式会社	I R いしかわ鉄道、のと鉄道、 WILLER TRAINS（京都丹後鉄道）、 智頭急行	WILLER TRAINS（京都丹後鉄道）は福 知山接続に限る。
四 国 旅客鉄道株式会社	土佐くろしお鉄道	

付表3（第44条）

- (1) 普通急行券（発売上制限のあるものを除く。）発売連絡会社線
北越急行株式会社線
伊豆急行株式会社線
富士山麓電気鉄道株式会社線
のと鉄道株式会社線
WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線
土佐くろしお鉄道株式会社線
- (2) 新幹線特別急行券（乗継ぎとなる特別急行券を含む。）発売連絡会社線
えちごトキめき鉄道株式会社線
北越急行株式会社線
株式会社小田急箱根線（指定席特急券及び立席特急券を除く。）
伊豆箱根鉄道株式会社線（立席特急券を除く。）
I R いしかわ鉄道株式会社線
WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線
智頭急行株式会社線
- (3) 特別急行券及び特別車両券（当該連絡会社線と旅客会社線との間に直通運転する列車に限る。）
発売連絡会社線
伊豆箱根鉄道株式会社線
- (4) 特別急行券、特別車両券、寝台券及び座席指定券発売連絡会社線
えちごトキめき鉄道株式会社線
北越急行株式会社線
伊豆急行株式会社線
富士山麓電気鉄道株式会社線
伊勢鉄道株式会社線
I R いしかわ鉄道株式会社線
のと鉄道株式会社線
WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線
智頭急行株式会社線
土佐くろしお鉄道株式会社線